

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年6月20日
中部地方整備局長
佐藤 寿延

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局営繕部の「令和7年度 豊橋地方合同エレベーター設備改修工事」に関する公示である。

対象となる改修工事は、豊橋地方合同庁舎の既存のエレベーター設備の更新を行うものであり、同一シャフト内の複数のエレベーター設備のうち一方を利用しながら他方の更新を行うため、既存設備の運転制御についての対策が必要である。

よって、本改修工事は、当該エレベーター設備の元施工者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本「令和7年度 豊橋地方合同エレベーター設備改修工事」の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある

なお、ヒアリングに応じない場合は、参加意思がないものとして取り扱うことがある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和7年度 豊橋地方合同エレベーター設備改修工事
- (2) 工事場所 愛知県豊橋市大国町111
- (3) 工事内容 豊橋地方合同庁舎のエレベーター設備の更新を行う。
詳細は「工事説明書」参照のこと。なお、更新するエレベーターの内訳は別紙1「対象設備一覧表」参照のこと。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和8年10月19日まで

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和7・8年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でな

いこと。

- ④ 中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事及び工事成績相互利用適用対象工事（※）のうち、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、本工事の工事種別（上記(1)②に示す工事種別（等級がある場合、等級は問わない。））に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、工事成績相互利用登録発注機関が発注した参加範囲内の工事とする。（詳細は「工事説明書」を参照）

- ⑥ 本工事に係る以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

・ H 2 6 豊橋地方合同庁舎改修設計業務 （株）アイ・エス・エス創研

また、上記の「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

中部地方整備局に係る以下の業務

・ 令和 7 年度 総合評価技術審査業務 （一社）パブリックサービス

- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑧ 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記区域内であること。
・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

- ①平成 22 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、発注者は問わない（民間工事の実績も可とする）が、一戸建ての住宅及び建築一式工事における施工実績は認めない。

発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

【企業】

同種工事：エレベーターの新設又は改設工事（システム一式（機器等の施工を含むものに限る。））で、下記 i ～iv の要件をすべて満たす機械設備工事。なお、i ～iv は同一機器であること。

- i 形 式：ロープ式（機械室あり、機械室なし、いずれも可とする）
- ii 用 途：乗用、人荷共用又は寝台用のエレベーター
- iii 定 員：13 人乗り以上
- iv 運転方式：全自動群管理方式

※「新設」「改設」の定義は、コリンズ登録時の工事種別の定義とする。

(3) 配置予定技術者について

- ①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和 6 年 12 月 13 日 国不建技第 123 号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」）における専任特例を活用する場合と特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合

及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

- 1) 監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
 - ・ 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）
 - ・ 以下に示す主任技術者の要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第 2 号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）を参照）
 - 2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
 - ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）について、建築工学、電気工学又は機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。

a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程	5 年以上
b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士	3 年以上
c. 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士	3 年以上
 - ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第 7 条の三」及び「国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）を参照）
 - ② 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上）があること。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
 - ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 本工事において、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号による他の工事現場に係る職務を兼ねる監理技術者等の配置を行う場合は、同マニュアルに規定される全ての要件を満たさなければならない。
 - ⑤ 本工事において、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 2 号による他の工事現場に係る職務を兼ねる監理技術者等の配置は認めない。
 - ⑥ 監理技術者制度運用マニュアルに沿って、監理技術者等が複数の工事を一の工事とみなして、取り扱うことができる直轄工事は、以下を含む。これ以外の直轄工事及び直轄ではない工事がある場合は、それらの発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。なお、本工事以外の発注者から承諾が認められた場合においても、本工事との合理的な技術上の管理が不可能と判断した場合は、競争参加資格を認めない。
 - ・ 該当無し
 - ⑦ 本工事において、監理技術者制度運用マニュアルに沿って、（特定）営業所技術者を本工事の監理技術者等として配置を行う場合は、同マニュアルに規定される全ての規定を満たさなければならない。
- (4) 技術力に関する要件
- 本工事におけるエレベーター設備の工場製作にかかる設計、工程管理及び検査・試験に関する自らの体制を証明できること

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電 話：052-953-8138(直通)、電子メール：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

②技術関係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 技術審査係
電 話：052-953-8194(直通)、電子メール：cbr-gihyou@mlit.go.jp

(2) 工事説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで）
交付場所：上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年6月30日（月） 12時00分
提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和7年6月24日（火） 16時00分
提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和7年6月26日（木）、27日（金）の2日間
回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

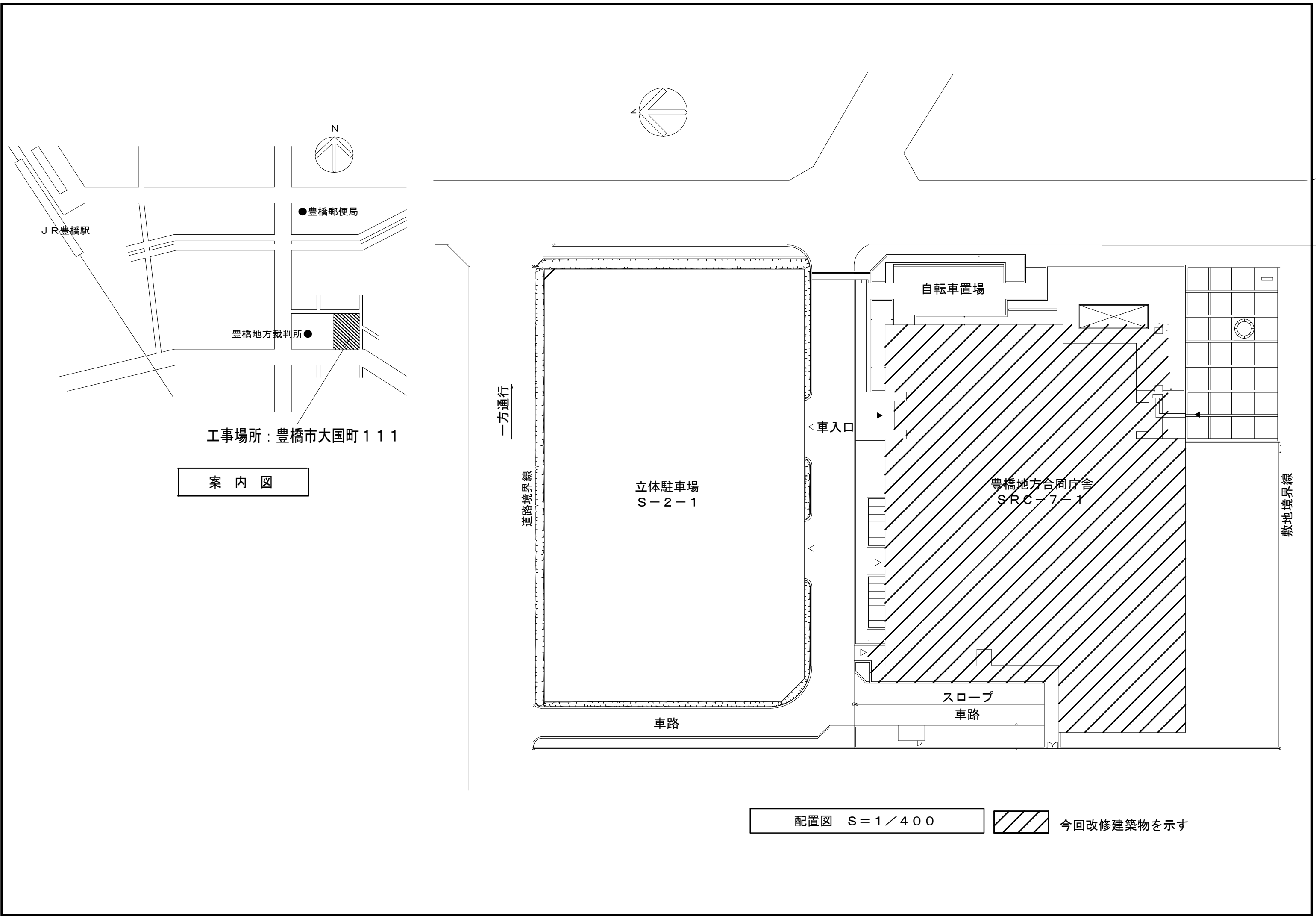
実施する場合の連絡日：令和7年6月30日（月）
実施予定日：令和7年7月1日（火）
実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和7年7月10日（木）
通知方法：電子メールによる。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は「工事説明書」による。なお、「工事説明書」の入手を希望する場合は、4. (1)②に連絡すること。



エレベーター仕様書（改設）				エレベーター仕様書（撤去）					
分類	適 要	エレベーターNo.1	エレベーターNo.2、3	エレベーターNo.4	分類	適 要	エレベーターNo.1	エレベーターNo.2、3	エレベーターNo.4
基本仕様	用 途 種 別（JIS記号） 区 分 最大定員 積載重量 速 度 停止箇所数 昇降行程 電動機容量 電 源 動 力 電 灯 運転操作方式 管制内容	乗用（バリアフリー） 普及型（JIS記号）P-15-C0 ロープ式 機械室あり 15人乗り 1,000kg 105m/min 8カ所（B1～7階） 29.0m 11.0kW以下 三相 200V 単相 100V 全自動群管理方式 有 自動（P波、S波共） 有 自動（及び手動） 有 有 なし なし なし なし なし あり	← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 なし ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左	← 同左 普及型（JIS記号）P-9-C0 ロープ式 機械室なし 9人乗り 600kg 60m/min ← 同左 ← 同左 3.7kW以下 ← 同左 ← 同左 集合全自動方式 ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左 有 あり ← 同左 ← 同左 ← 同左 ← 同左	用 途 種 別 区 分 最大定員 積載重量 速 度 停止箇所数 昇降行程 電動機容量 電 源 動 力 電 灯 運転操作方式 管制内容	乗用（バリアフリー対応） 普及型 ロープ式 機械室あり 15人乗り 1,000kg 105m/min 8カ所（B1～7階） 29.0m 15.0kW以下 三相 200V 単相 100V 全自動群管理方式 有 自動（P波、S波共） 有 自動（及び手動） 有			

注1) 遮煙遮炎性能を有する防火設備は、建築基準法第68条の26第1項及び同法施行令第112条第14項二号に適合したものとする。

注2) 各階案内表示板の仕様は、アルミニウム等の額縁で、A3版の透明な合成樹脂製プレートと複写用紙が差し込み可能な構造とする。

注1) 遮煙遮炎性能を有する防火設備は、建築基準法第68条の26第1項及び同法施行令第112条第14項二号に適合したものとする。

注2) 各階案内表示板の仕様は、アルミニウム等の額縁で、A3版の透明な合成樹脂製プレートと複写用紙が差し込み可能な構造とする。

令和 7 年度 豊橋地方合同エレベーター設備改修工事		
別表 1 対象設備一覧表		
中部地方整備局営繕部		